

別表六の二(二)付表 「各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に外国税額の控除の規定を適用する連結法人の法人名を記載します。	
「当期の個別控除対象外国法人税額1」及び「納付した個別控除対象外国法人税額16」	その連結法人に係る別表六(二)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額26」及び「納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計10」の金額を記載します。	「納付した個別控除対象外国法人税額16」の各欄にはみなし納付分は含まれません。
「法第81条の15第2項により控除できる金額11」及び「法第81条の15第3項により控除できる金額12」	その連結法人に係る別表六(三)の「29の②」及び「33の②」の金額を記載します。	
「国外の当期利益又は当期欠損の額15」	その連結法人が、当期の個別所得金額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。	法第81条の15第8項（外国子会社から受ける配当等に係る外国法人税額の控除）に規定する配当等の額は、その受ける日の属する連結事業年度の連結国外所得の金額に含めます。
「当期の個別国外所得の金額の計算」の「加算」及び「減算」の各欄（「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」を除きます。）	(1) 措置法第68条の90第1項（連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、「加算」の空欄に「特定外国子会社等の課税留保金額」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。 (2) 措置法第68条の92第1項（特定外国子会社等に係る課税済配当等の額の計算）の規定により損金の額に算入された金額がある場合には、「減算」の空欄に「損金の額に算入された課税済留保金額」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分	(1) 左記(1)又は(2)に係る特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合は、①の金額を②に移記します。 (2) 寄附金の損金不算

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	<p>①」に記載します。</p> <p>(3) 当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入された金額のうち、共通費用の額（販売費、一般管理費その他の費用で国内源泉所得を生ずべき業務と国外源泉所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額）がある場合は、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち当該連結法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により算出した国外源泉所得に係る部分の金額を「減算」の空欄に「共通費用」と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。</p>	<p>入額など連結法人ごとではなく連結グループで損金不算入額の計算を行うものについては、「交際費等の損金不算入額の個別帰属額 17」の記載欄を参考にしてください。</p>
<p>「①のうち非課税所得分②」の各欄</p>	<p>令第 155 条の 28 第 3 項に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得（次の国外源泉所得の区分に応じそれぞれ次の要件を満たすものをいいます。）に係る所得の金額がある場合に記載します。</p> <p>(1) 連結法人の国外事業所等を通じて行う事業に帰せられる国外源泉所得……当該国外所得を生じた国又は地域及び当該国外事業所等の所在する国又は地域が外国法人税を課さないこととしていること。</p> <p>(2) 外国税額の間接控除の対象となる外国子会社からの配当等……当該外国子会社の所在する国又は地域が当該配当等及び当該外国子会社の所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の国外源泉所得……当該国外源泉所得を生じた国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p>	<p>(1)から(3)までにおける「外国法人税を課さないこと」には、令第 155 条の 27 第 3 項に規定する「みなし納付外国法人税の額」がある場合は含まれません。</p>
<p>「交際費等の損金不算入額の個別帰属額 17」</p>	<p>別表六の二(二)の「交際費等の損金不算入額 20」の金額に各連結法人の国外業務に係る交際費等の合計額のうち自己の国外業務に係る交際費等の額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

3 根拠条文

法 81 の 15、令 155 の 27～155 の 41、規則 37 の 5～37 の 7